

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年3月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 妻有ショッピングセンター南館
所在地 十日町市宇上島丑712番地1 外
設置者 アークランドサカモト株式会社 他4者

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社ラポート十日町 代表取締役 澤口 茂利

（変更後）株式会社ラポート十日町 代表取締役 柄澤 和久

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟市中央区女池八丁目16番地17号 他5者

（変更後）株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田 直樹 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 他

6者

3 変更年月日

- (1) 令和2年6月24日

- (2) 令和3年4月22日 他

4 変更の理由

- (1) 代表者が変更となったため

- (2) 新規出店及び代表者が変更となったため

5 届出年月日

令和3年2月25日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

（なお、十日町市産業観光部産業政策課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

令和3年3月9日から令和3年7月9日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp